

6 関 係 資 料

写真を掲載予定

写真を掲載予定

6 関係資料

(1) 注の解説

No	用語	掲載頁	解説
注1	規範意識	7, 23 頁	ある物事に対しての是非や善悪を判断、評価したり、行動したりするときによりどころとなる価値の基準(法律、ルール、道徳、集団の慣習など)が規範であり、それに対する価値意識やそれに従おうとする態度のこと。
注2	学社連携・融合	7, 89 頁	学校教育と社会教育の連携・融合のこと。学社連携は一方が計画・提案し、提案された側が協力・支援する。これに対し、学社融合は双方が一体となって計画、実施する。
注3	国際コミュニケーション能力	7, 11, 24, 27, 41 頁	語学(英語)への関心や習得を通して、さまざまな場面において積極的に英語でコミュニケーションをとり、価値観・文化の違う人との関わりの重要性を認識し、幅広い視野で物事を捉えることができる能力のこと。
注4	小中一貫教育	7, 10, 11, 21, 23, 27, 43 頁	小学校と中学校との間で、児童生徒の実態や指導の在り方などについての相互理解のもと、学習指導要領に基づき義務教育9年間を見通した系統的・連続的な学習指導や児童生徒指導が展開できるようにする教育のこと。
注5	食育(食教育)	8, 12, 21, 22, 23, 44, 47, 69, 91 頁	食育とは、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもの。
注6	不登校	8, 13, 20, 21, 22, 24, 25, 38, 39, 67 頁	何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因や背景によって、登校しないあるいはしたくともできない状況にあること。
注7	支援教育	8, 13, 16, 21, 24, 27, 36, 38, 40, 67 頁	子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ることにより、個々の子どもの「生きる力」を育む教育のこと。
注8	教育課程研究会	9, 15, 32 頁	学習指導要領で示された教科などの内容や指導方法について、全ての教員が参加して実践的に研究する本市教育委員会主催の研究会。主に、6月は授業提案、8月は文書提案を行っている。

注 9	社会教育施設	9, 71, 72, 76, 77, 81, 85, 89, 108, 109, 110, 111, 114 頁	社会教育の活動によって、人々の学習活動を支援する施設。本市においては生涯学習センター・図書館・博物館・美術館・がある。
注 10	横須賀子どもスタンダード	10, 59 頁	小学校における児童指導の柱。学校生活全般においてどのような子どもを育てていくのかなど、目指す子ども像を具体的に示したものの。
注 11	学校教育支援ボランティア	10, 60 頁	学校が行う教育活動に協力・支援するボランティアのこと。具体的には、地域や関係機関、学生の方々などが担っている。
注 12	学校評議員	10, 22, 52, 60 頁	当該学校の職員以外の者で教育に関する理解および識見を有し、校長の推薦により当該学校の設置者が委嘱した者。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。
注 13	指導主事	10, 11, 15, 16, 29, 45, 55 頁	都道府県および市町村の教育委員会に置かれる専門的職員のこと。教職員に対して専門的な助言と指導を与えることを任務とする。
注 14	学校司書	11, 19, 24, 31 頁	学校図書館の日常的な運営や整備、学校図書館を活用した授業の支援、図書委員会の活動の支援を主な業務とした教員免許を有する非常勤職員のこと。
注 15	A L T	11, 24, 41 頁	Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略。児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションをとり、外国の文化や習慣、考え方などを学んだりするための指導助手のこと。
注 16	横須賀市調査	12 頁	横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査。本市児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の状況を把握・分析し、その結果を本市における必要な施策の策定、各学校における指導の工夫改善などに役立てるために、平成 27 年度から実施している。
注 17	研究会	12, 15, 16, 45, 55 頁	教職員による任意の研究組織のこと。授業づくりや教材研究などについての研究に取り組み、研究発表会や研究紀要の作成により、その成果を還元している。
注 18	ふれあい相談員・登校支援相談員	13, 21, 24, 38 頁	いじめや不登校等の課題の未然防止や、早期発見、早期対応を行うために、教職員と連携して児童生徒や保護者の相談を受ける者。本市では、小学校(ふれあい相談員)・中学校(登校支援相談員)に配置している。

注 19	スクールカウンセラー	13, 21, 24, 25, 38 頁	臨床心理の知識および経験を備えた専門職のこと。児童生徒・保護者・教職員に対して、カウンセリング・情報収集・アセスメント・コンサルテーション等を行う。
注 20	スクールソーシャルワーカー	13, 25, 38 頁	社会福祉に関する専門的な知識を持ち、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決を図る専門職のこと。
注 21	相談教室	13, 24, 39 頁	不登校児童生徒が、社会的自立に向けて歩み出せるように支援する機関のこと。個々の状態に応じた支援を行い、自己肯定感を育み、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めていくことを目指す。
注 22	こどもの悩み相談ホットライン	13, 39 頁	「いじめ」や「友だちとの人間関係」、「学校生活の悩み事」などについて、本人や保護者からの相談を電話で受けている。匿名での相談も可能で希望により来所相談などにもつなげている。
注 23	学校スーパーバイザー	13, 38 頁	小中学校の相談員・スクールカウンセラーのコンサルテーションや、相談員合同研修・校内研修での講師となる。巡回相談では、心理的な視点から、子どもの見立てや支援のアドバイスを行う。また、重篤な事件事故が起きた際の緊急支援を行う。
注 24	特別支援学級	13, 24 頁	学校教育法第 81 条に基づいた、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うために、教育上特別の支援を必要とする児童生徒のために設置された学級のこと。知的障害者・肢体不自由者・身体虚弱者・弱視者・難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者が対象となる。
注 25	介助員	13, 24, 40 頁	学校で教育活動に支障を来す事態が生じたときに、教育活動の一層の充実を図るために配置する非常勤職員および臨時職員のこと。主な役割として、児童生徒の身辺処理の介助、校内・校外活動の介助、危険防止のための安全確保などの業務を校長の指示に従い、行う。
注 26	支援教育コーディネーター	14, 24, 40 頁	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営・推進の役目を担う教員のこと。
注 27	日本語指導員	14, 24, 40 頁	外国につながるの児童生徒に、日本語の初歩的な読み書きや話し方の指導、生活適応や家庭との連絡支援などを行う。

注 28	学校生活適応支援員	14, 24, 40 頁	日本語が全く分からない状況にある外国につながるの ある児童生徒に対して、対象児童生徒の母語を使って、学校生活 に必要な日本語の習得や学校生活への適応支援を行う。
注 29	国際教育コーディネー ター	14, 40 頁	外国につながるの児童生徒の言語環境や習得状況を把 握し、必要な支援のコーディネートや学校の支援体制に対し て助言を行う。
注 30	教育課程	15, 32, 43, 51 頁	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童 生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的 に組織した各学校の教育計画のこと。
注 31	小学校外国語活動	16, 22, 24 頁	外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を 図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、 コミュニケーション能力の素地を養う小学校での活動。平成 20 年改訂の学習指導要領で実施が位置付けられた。
注 32	学習指導要領	16, 28, 51, 53, 54 頁	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各学校で指導す る教科などの目標、内容などの中核的事項をまとめたもの。
注 33	ブックスタートパック	17 頁	絵本 2 冊・赤ちゃんといっしょに読む本（ブックリスト）・ イラストアドバイス集（読み聞かせ説明）・図書館利用案内・ 貸出利用申込書（図書館カード発行申込書）等をセットにし たもの。
注 34	SNS	18, 105, 107 頁	ソーシャルネットワークサービスの略。人と人とのつながり を促進・サポートするコミュニティ型の Web サイトのこと。 フェイスブック・ツイッターなど。
注 35	全国学力・学習状況調 査	19, 20, 64, 70 頁	全国の児童（小学校 6 年生）・生徒（中学校 3 年生）の学力・ 学習状況を把握するための調査のこと。調査結果を国の教育 施策の策定や学校における指導の充実などに役立てることが ねらい。
注 36	児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査	21, 67 頁	小中学校等に在籍する児童生徒の問題行動等の実態を把 握・分析することにより、学校における児童生徒指導上の取 り組みのより一層の充実を図り、児童生徒の問題行動等の未 然防止、早期発見・早期対応につなげることを目的に実施す る調査のこと。
注 37	新体力テスト	21, 69 頁	文部科学省が定めた国民の体力・運動能力を調査するために 実施するテストのこと。
注 38	体力合計点	21, 70 頁	新体力テストにおける各測定項目の結果を年齢別・男女別の 「種目別得点表」に照らして 10 点満点の得点に換算し、そ れらを合計したもの。（80 点満点）

注 39	校種	22, 23, 26, 43, 51, 60 頁	学校の種類のこと。市立学校には、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（養護学校・ろう学校）の5種類がある。
注 40	自己評価	22, 52 頁	各学校の教職員が行う評価のこと。
注 41	学校関係者評価	22, 52 頁	保護者・地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会などが自己評価の結果について評価することを基本として行う評価のこと。
注 42	少人数学級	22, 29 頁	児童一人一人の理解度や興味・関心に応じたきめ細やかな指導やさまざまな教育活動を可能にするための1学級の児童数が35人以下の学級のこと。
注 43	プログラミング教育	22 頁	プログラミングを体験しながら、問題解決には必要な手順があることに気付いたり、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せや改善をしたらよいかを論理的に考えていく力（プログラミング的思考）を身に付けたり、コンピュータの働きをよりよい人生や社会づくりに活かそうとする態度を修得したりするための教育のこと。
注 44	キャリア教育	22, 27, 30 頁	児童生徒がこれからの人生を歩む上で、職業を選択し、働くことの意義を考え、価値観を形成できるよう指導する教育のことで、単なる職業体験とは異なる。
注 45	主権者教育	22 頁	平和で民主的な国家・社会の形成者として必要となる主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながらさまざまな課題を解決していく資質や能力を育むために行われる教育のこと。政治的教養を育む教育とも呼ばれる。
注 46	ゲストティーチャー	23 頁	特技などを生かして講師をしてもらうために、授業などに招かれる人のこと。
注 47	小1プロブレム	23 頁	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞けないなどの状況が数カ月間継続する状態のこと。
注 48	小中ギャップ	23 頁	中学校1年生が、生活の変化になじめずに、不登校となったり、いじめが急増したりするという現象のこと。
注 49	I C T	24, 42, 53 頁	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータで情報の生成・加工・保存などを行ったり、離れたコンピュータ同士で情報のやりとりをしたりするための技術。
注 50	情報モラル	24, 42 頁	情報を扱う上で、必要な考え方や態度のこと。
注 51	情報活用能力	24, 42 頁	情報を収集・整理して、相手に分かりやすく伝える力のこと。

注 52	F L T	24, 41 頁	本市、独自の名称で、Foreign Language Teacher（外国人英語教員）の略。A L Tと異なる点は、指導助手ではなく英語教員として、英語指導の資格を有し、単独による授業や評価を行うことができる。
注 53	インクルーシブ教育システム	24, 36 頁	人間の多様性の尊重などを強化し、障害のある者がその能力などを最大限に発達させ、社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組み。
注 54	横須賀市学習状況調査	29, 64, 65, 66, 68 頁	市立小中学校の児童（小学校3・4・5・6年生）・生徒（中学校1・2・3年生）の学習状況を把握するための調査のこと。調査結果を市としての必要な施策の策定、各学校における指導の工夫改善などに生かしている。
注 55	校内研修訪問	29, 55 頁	校内研修の活性化を図る目的で、研究全体会や研究推進委員会に指導主事が訪問して支援する研修のこと。
注 56	研究員会	29, 54 頁	本市教育委員会が委託した研究課題について、横須賀の教育の実態把握や、学校教育に役立つ研究、資料の収集や作成、教材開発などを行う組織のこと。小中学校の教員と指導主事で構成されている。
注 57	学習支援員	29 頁	個別の学習指導や少人数での補習などを行う教員免許を有する非常勤職員のこと。 ※旧名称「学力向上放課後サポートティーチャー」
注 58	N P O	31, 38, 72 頁	政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体のこと。
注 59	フリースクール	38 頁	民間の運営による不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している機関のこと。
注 60	スーパービジョン	39 頁	教育相談員の資質向上のため、熟練した指導者が、事例に関して助言や示唆を与えながら行う教育のこと。
注 61	担当弁護士	40, 57 頁	本市教育委員会が、法律相談業務を実施するため委託契約を結んだ弁護士のこと。
注 62	YOKOSUKA English World	41 頁	市立小学校の児童が、学校外においてネイティブスピーカー（市内のA L TおよびF L T）とさまざまな活動を通して、コミュニケーション能力の素地を養う英語イベント（市立小学校5・6年生対象）のこと。

注 63	スタートカリキュラム	43 頁	小学校に入学したばかりの1年生において、子どもが時間的・空間的なゆとりの中で、人間関係を豊かに広げながら小学校生活に適応していかれるように、就学前教育との接続の観点から、複数の教科を組み合わせる総合的に学習ができるような合科的な指導を行うなどの視点を持って編成するカリキュラムのこと。
注 64	アプローチカリキュラム	43 頁	保育園・幼稚園の卒園を間近に控えた年長時の後半に、小学校に入学してからの教科などの学習や集団での生活に子どもが適応できるよう、関わり合い・助け合い・伝え合いなど、仲間と交流する協同的な活動場を積極的に位置付けることを視点として編成するカリキュラムのこと。
注 65	応急手当普及員	45, 61 頁	消防機関による応急処置技能の普及を支援し、救命講習を教授する人、またはその資格のこと。
注 66	PDCAサイクル	53 頁	Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4つの段階を繰り返し行うことによって、業務を継続的に改善すること。
注 67	カリキュラムセンター	54 頁	学校の教育目標を達成するために、編成した計画に基づいた教育実践を収集・発信する場のこと。
注 68	理科センター	54 頁	理科教育に関する指導力の充実を図り、施設設備の共同利用により、科学教育の振興に資することを目的とする場のこと。本市においては、教員の研修、授業実践に関わる教材・資料の作成配布、施設設備の共同利用、その他理科教育の振興に関することを行っている。
注 69	サポート研修	54, 55 頁	個別の教員の授業づくりや学級経営の改善などを目的に、指導主事が訪問して支援する研修のこと。
注 70	校務支援システム	56, 57 頁	児童生徒の学籍管理・出欠席の記録・成績処理などの学校業務を効率化させるためのコンピュータシステムのこと。
注 71	コミュニティセンター	60, 72, 74, 76, 77, 78, 79, 81, 83, 85, 87, 91, 98, 108, 109, 110, 113 頁	地域コミュニティ活動の中核となり、地域活動・文化活動・スポーツ活動などに市民が自主的に活用する場のこと。本市においては、旧地域自治活動センターと旧公民館等からなり、旧公民館を中心に学習の場および各種講座や学級などの社会教育事業を定期的開催している。
注 72	アナフィラキシー	61 頁	皮膚・呼吸器・消化器・循環器・神経など、複数の臓器にあらわれる全身性かつ重度なアレルギー反応のこと。原因となる物質の摂取、皮膚への接触などにより引き起こされる。

注 73	適正規模	62 頁	学校における学級数によるメリット・デメリットを考慮して、より高い教育効果が得られると考えられる規模のこと。 「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版」では、12～24 学級を適正規模として位置付けている。
注 74	新体力テスト結果の総合評価	69 頁	体力合計点を、年齢別の「総合評価基準表」に照らし、A～Eまでの5段階で判定したもの。
注 75	知の循環型社会	72 頁	平成 20 年（2008 年）2 月に文部科学省所管の中央教育審議会からの答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」において表現された。概要としては、学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することにより、学校・家庭・地域などにおける課題を解決し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができる社会のこと。
注 76	指定重要文化財	73, 75, 92, 93, 96 頁	建造物・美術工芸品などの有形文化財のうち、歴史上・芸術上または学術的に価値の高いものを国および地方公共団体が法・条例で指定した文化財のこと。ただし、教育振興基本計画では便宜上、有形文化財に限らず、無形文化財・文化財・史跡名勝天然記念物も含めて広く指定重要文化財として表現している。
注 77	民俗芸能	73, 94, 96 頁	一つの地域社会の中で、そこに住む人々が住民自らの手で伝承してきた演劇・舞踊・音楽などのこと。人々の生活に関わってきたため、その地域の特性・個性が反映されやすい。
注 78	埋蔵文化財	73, 93 頁	土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡や遺物、古墳・城跡等も含む）のこと。
注 79	生涯現役	73, 78, 79 頁	本市では、「誰もが、いつまでも健康で活躍できる社会」の実現をめざす取り組みのことを指す。生きがいを持って、心身ともに健康で生き生きと暮らせるだけでなく、地域づくりの担い手となって、地域社会で活躍できる市民を増やしていくことも課題となっている。
注 80	サテライト	74, 98, 113 頁	「本体から離れて存在するもの」を表す言葉としてよく使われる。ここでは図書館から離れた拠点施設の意味で使用している。
注 81	レファレンス	74, 79, 85, 97, 98, 108, 113 頁	必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること。

注 82	電子書籍	74, 98 頁	従来の紙とインクを利用した印刷物ではなく、文字や図画等をデジタル化し、パソコンや携帯電話等で読める形にしたもの。インターネットなどを通じての配信・閲覧が可能。
注 83	社会教育委員	75, 76, 77, 83 頁	社会教育委員は、合議制ではなく、独任制の機関であり、その職務は、社会教育に関し、教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画を立案したり、会議を開いて教育委員会の諮問に応じて意見を述べたりするほか、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるなどがある。また、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。
注 84	集団学習	82 頁	社会教育において人々が集まって学ぶ学習の一形態のこと。講座や学級のように、一定の学習目的のために編成された学習計画のもとに、参加者が集まり、継続的に学習すること。
注 85	個人学習	82 頁	個人ですすめる形態の学習で、図書・雑誌・放送・インターネットなど、一人で入手できる学習媒体を用いて、一人一人がそれぞれの場で任意に行う学習のこと。通信教育も含まれる。
注 86	家庭教育学級	83, 90, 91, 113 頁	家庭における教育力の向上や充実のために、保護者などを対象に行う学習の場のこと。
注 87	A B C プラン	86, 88 頁	「Yokosuka まなび情報」に登録する経験の浅い講師の講師デビューを支援するプログラムのこと。A B Cとは以下の略。 A : Action 自ら参加(行動)しよう! (A 研修会) B : Begin はじめてみよう! (B デモ講座) C : Challenge 挑戦してみよう! (C デビュー講座)
注 88	近代化遺産	95 頁	幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物のこと。
注 89	社会教育主事	108, 109 頁	都道府県および市町村の教育委員会に置かれる専門的教育職員のこと。職務は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。また、学校が社会教育関係団体・地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じ、必要な助言を行うことができるとされる。

